

後見支援預金 商品概要説明書

2019年10月31日現在

項 目	内 容
1. 商品名	<ul style="list-style-type: none"> ・後見支援預金（商品コード：000730） ・後見支援無利息預金（商品コード：000734）
2. 取扱店舗	<ul style="list-style-type: none"> ・豊川信用金庫全店舗および出張所
3. 対象となるお客さま	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭裁判所から「指示書」を交付された方（成年被後見人、未成年被後見人）
4. 預 入	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭裁判所の「指示書」に基づき、口座開設店の窓口限定で預入れできます。
5. 払 戻	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭裁判所の「指示書」に基づき、口座開設店の窓口限定で払戻しできます。
6. 適用金利	<ul style="list-style-type: none"> ・店頭表示普通預金利率を適用します。 ・無利息普通預金を除きます。
7. 税 金	<ul style="list-style-type: none"> ・利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 ・マル優のお取扱いはできません。 ・無利息普通預金を除きます。 <p>※2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が課され、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。</p>
8. 口座開設の際に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書（後見登記にかかるもの・原本） ・成年後見人の印鑑証明書 ・家庭裁判所が発行した口座開設にかかる「指示書」 ・成年後見人のご本人確認書類 ・預金取引のご印鑑 ・初回預入金（「指示書」記載の金額）
9. 手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・口座開設手数料 10,000円（税別） ・口座管理手数料（次年度以降） 年間 3,000円（税別） <p>※その他振込等で別途手数料が必要な場合があります。</p>
10. 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
11. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または経営企画部法務課（9時～17時、電話：0120-89-2471）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 愛知県弁護士会紛争解決センター（電話：052-203-1777） 愛知県弁護士会西三河支部紛争解決センター（電話：0564-54-9449） 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）</p> <p>以上の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記経営企画部法務課または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記の各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能であり、東京都および愛知県以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。</p> <p>なお、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）をご利用の際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫経営企画部法務課もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>

12. その他	<ul style="list-style-type: none">・ 預金保険制度の対象預金です。・ 「指示書」の交付申請は、成年被後見人の住所地管轄の家庭裁判所で行えます。・ キャッシュカードの発行はできません。・ 給与・年金等の受け取りや公共料金の口座振替へのご利用はできません。・ 総合口座の取扱いはできません。・ 指示書に基づき自動送金・振込みを行う場合、別途振込手数料が必要となります。
---------	--

豊川信用金庫